

第六条の二 政党は、それぞれ一の団体を当該政
党的政治資金団体になるべき団体として指定す
ることができる。政
2 政党は、前項の指定をしたときは、直ちに政
の旨を総務大臣に届け出なければならない。そ
の指定を取り消したときも、同様とする。

第六条の三 政治団体は、その主たる事務所の所
在地又は主として活動を行う区域の異動によ
り、第六条第一項各号の区分に応じ、同項の規
定による届出を受けるべき都道府県の選挙管理
委員会又は総務大臣に異動が生じたときは、そ
の異動の日から七日以内に、当該異動が生じた
ことにより同項の規定による届出を受けるべき
都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に対
し、同項及び同条第二項の規定の例により届け
出なければならない。

第七条 政治団体は、第六条第一項（同条第五項
において準用する場合及び前条の規定によりそ
の例によることとされる場合を含む。次条及び
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項第二号に係る国会
第七条の三において同じ。）の規定により届け
出た事項に異動があつたときは、第六条第五項
に規定する場合に該当する場合を除き、その異
動の日（第十九条の八第一項第二号に係る国会
議員関係政治団体に該当したとき又は当該国会
議員関係政治団体に該当しなくなつたときにつ
いては、第十九条の八第一項又は第二項の規定
による通知を受けた日）から七日以内に、その
異動に係る事項を第六条第一項の規定の例によ
り届け出なければならない。同条第二項（同条
第五項において準用する場合及び前条の規定に
よりその例によることとされる場合を含む。）
の規定により政治団体が提出した綱領等の内容
に異動があつたときも、同様とする。

（政治団体の名称等の公表）

第七条の二 第六条第一項の規定による届出があ
つたときは、当該届出を受けた都道府県の選挙
管理委員会又は総務大臣は、その届出に係る政
治団体の名称、その代表者及び会計責任者の氏
名、当該政治団体の主たる事務所の所在地、当
該政治団体が政党又は政治資金団体であるとき
はその旨、当該政治団体が第十九条の七第一項
第一号に係る国會議員関係政治団体であるとき
はその旨及びその代表者である公職の候補者に
係る公職の種類並びに当該政治団体が同項第二

号に係る国会議員関係政治団体であるときはそ
の旨、同号の公職の候補者の氏名及び当該公職
の候補者に係る公職の種類を、遅滞なく、都道
府県の公報又は官報への掲載、インターネット
の利用その他の適切な方法により公表しなけれ
ばならない。これらの事項につき前条第一項前
段の規定による届出があつたときも、同様とす
る。

（届出台帳の調製等）

第七条の三 第六条第一項の規定による届出を受
けた都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣
は、その届出に係る政治団体の台帳を調製し、
これを保管しなければならない。

（会計帳簿の備付け及び記載）

第九条 政治団体の会計責任者（会計責任者に事
故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつ
ては、その職務を行なうべき者。第十五条を除
き、以下同じ。）（会計帳簿の記載に係る部分に
限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）
は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係
る次に掲げる事項を記載しなければならない。
（会計帳簿の備付け及び記載）

（会計帳簿の備付け及び記載）

</

いて同じ。又は貯金（普通貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。）については、これを預け入れたときは当該預金又は貯金の種類、預け入れた金融機関の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これを預け受けたときは当該預金又は貯金の種類、預け受けた金融機関の名称及び所在地並びに預払しの金額及び年月日、これを預け受けたときには当該預金又は貯金の種類及び銘柄、取扱先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の価額及び年月日、これを譲渡したときは当該預金又は貯金の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の価額及び年月日又は償還を受けた価額及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金銭の額並びに信託の設定年月日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金銭の額並びに信託の終了年月日前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

（会計責任者に対する明細書の提出）

第十一条 政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために寄附を受け、又は支出をした者は、寄附を受け又は支出をした日から七日以内に、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに当該寄附の金額及び年月日又は支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならない。ただし、会計責任者の請求があるときは、直ちにこれを提出しなければならない。

政治団体のために寄附のあつせん（特定の政治団体又は公職の候補者のための政治活動に関する寄附を集めて、これを当該政治団体又は公職の候補者に提供することをいう。以下同じ。）をした者は、その寄附のあつせんを終えた日から七日以内に、当該寄附をした者及び当該寄附のあつせんをした者の氏名、住所及び職業、当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附のあつせんに係る金額及びこれを集めた期間を記載した明細書を会計責任者に提出しなければならぬ。

3
政治団体のために政治資金バーティーの支払のあつせん(特定の政治団体のための支払い)等を集めて、これを当該政治団体に提供とをいう。以下同じ。)をした者は、その支払のあつせんを終えた日から七日以内に該対価の支払をした者及び該対価があつせんをした者の氏名、住所及び職業支払われた対価の金額及び年月日並びに該対価の支払のあつせんに係る金額及びこれた期間を記載した明細書を会計責任者になければならぬ。
第十一條 政治団体の会計責任者又は政治会計責任者等が支出をする場合の手続

イ個人が負担する党費又は会費について
は、その金額及びこれを納入した者の数
口同一の者からの寄附で、その金額の合計
額が年間五万円を超えるものについては、
その寄附をした者の氏名、住所及び職業
当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附
をした者が第二十二条の五第一項本文に規
定する者であつて同項ただし書に規定する
ものであるときはその旨
ハ同一の者によつて寄附のあつせんをされ
た寄附で、その金額の合計額が年間五万円
を超えるものについては、その寄附のあつ
せんをした者の氏名、住所及び職業並びに
当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、こ

額及び年月日
二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上ものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出的目的、金額及び年月日

イ　個人が負担する党費又は会費について
　　は、その金額及びこれを納入した者の数
ロ　同一の者からの寄附で、その金額の合計
額が年間五万円を超えるものについては、
　　その寄附をした者の氏名、住所及び職業、
当該寄附の金額及び年月日並びに当該寄附
をした者が第二十二条の五第一項本文に規
定する者であつて同項ただし書に規定する
ものであるときはその旨
ハ　同一の者によつて寄附のあつせんをされ
た寄附で、その金額の合計額が年間五万円
を超えるものについては、その寄附のあつ
せんをした者の氏名、住所及び職業並びに
当該寄附のあつせんに係る寄附の金額、こ
れを集めた期間及びこれが当該政治団体に
提供された年月日
二　第二十二条の六第一項に規定する寄附に
ついては、同一の日に同一の場所で受けた
寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該
年月日及び場所
ホ　機関紙誌の発行その他の事業による収入
　　について、その事業の種類及び当該種類
ごとの金額
ヘ　機関紙誌の発行その他の事業による収入
　　のうち、特定パートナー（政治資金パートナ
ー）のうち、当該政治資金パートナーの対
価に係る収入の金額が千万円以上であるも
のをいう。以下この条及び第十八条の二に
おいて同じ。又は特定パートナーになる
と見込まれる政治資金パートナーの対価に係
る収入がある場合には、これらのパートナ
ー（以下「パートナー」といふ）の収入を含む。
　　同一の者から政治資金パートナーの対価
の支払で、その金額の合計額が二十万円を
超えるものについては、その年における対
価の支払について、当該対価の支払をした
者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の
支払に係る収入の金額及び年月日
チ　一の政治資金パートナーの対価に係る収
入（報告書に記載すべき収入があつた年の
前年以前における収入を含む。）のうち、
同一の者から政治資金パートナーの対価
の支払で、その金額の合計額が二十万円を
超えるものについては、その年における対
価の支払について、当該対価の支払をした
者の氏名、住所及び職業並びに当該対価の
支払に係る収入の金額及び年月日

口 建物 所在及び床面積並びに取得の価額及び年月日

ハ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の価額及び年月日

二 取得の価額が百万円を超える動産 品目及び数量並びに取得の価額及び年月日

ホ 預金又は貯金 預金又は貯金の残高

ヘ 金銭信託 信託している金銭の額及び信託の設定年月日

ト 金融商品取引法（昭和二十三年法律第十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（金銭信託の受益証券及び受益権を除く。）種類、銘柄及び数量並びに取得の価額及び年月日

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資
先ごとの金額及び年月日

リ 貸付先ごとの残高が百万円を超える貸付
支払先並びに当該支払われた敷金の金額及
び年月日

ル 取得の価額が百万円を超える施設の利用
に関する権利種類及び対象となる施設の
名称並びに取得の価額及び年月日

ヲ 借入先ごとの残高が百万円を超える借入
金 借入先及び借入残高

3 政治団体の会計責任者は、前項の報告書を提出するときは、同項第二号に規定する経費の支出について、総務省令で定めるところにより、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）（領収書等を複写し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面）（第十九条の十一第一項において「領収書等を複写し難かつた支出の明細書」という。）又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（当該振込明細書を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）を併せて提出しなければならない。

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務省令で定める。

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金バーティーの対価に係る収入についても、同様とす

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者

(監査意見書の添付)

第十四条 政党又は政治資金団体の会計責任者が、第十二条第一項の規定による報告書を提出するときは、あらかじめ、当該政党又は政治資金団体の党則、規約その他これらに相当するものに基づいて設けられた会計監査を行うべき書類に対し、当該報告書に係る会計帳簿、明細書（第十条に規定する明細書をいふ。以下同じ。）及び領収書等についての監査意見を求め、当該監査意見を記載した書面を当該報告書に添付するものとする。

2 前項の書面の様式は、総務省令で定める。

(会計責任者の事務の引継ぎ)

第十五条 政治団体の会計責任者の更迭があつた場合においては、前任者は、退職の日から十五日以内に、その担任する事務を後任者に引き継がなければならない。

2 前項の場合において、前任者が引継ぎをし、又は後任者が引継ぎを受けることができないとときは、会計責任者の職務を行なう者において引継ぎをし、又は引継ぎを受けなければならぬ。会計責任者の職務を行なう者が事務の引継ぎを受けた後任者に引継ぎをすることができるようになつたときは、直ちにこれに引継ぎをしなければならない。

3 前二項の規定により引継ぎをする場合には、引継ぎをする者において引継ぎ書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしてしなければならない。

(会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者（政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者。次項において同じ。）は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(解散の届出等)

2 政治団体の会計責任者は、第二十二条の第五条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

第十七条 政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたときは、その

代表者及び会計責任者であつた者は、その日から三十日以内に、その旨及び年月日を、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に文書で届け出るとともに、第十二条第一項の規定の例により、その日現在で、収入及び支出並びに資産等に関する事項を記載した報告書を提出しなければならない。

2 政治団体が第十二条第一項の規定による報告書をその提出期限までに提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年ににおいて同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるときは、第八条の規定の適用については、当該政治団体は、当該提出期限を経過した日以後は、第六条第一項の規定による届出をしていないものとみなす。

3 政治団体が第一項の規定により届出をしたときは、又は前項の規定に該当することとなつたときは、第六条第一項各号の区分に従い、当該都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を都道府県の公報又は官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

4 第十二条第二項から第四項まで、第十三条及び第十四条の規定は第一項の報告書について、第七条の二第二項の規定は前項の規定により都道府県の選挙管理委員会が公表を都道府県の公報への掲載により行つたときについて、それぞれ準用する。

(政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附金並びにイ、ホ及びチの収入並びに第十八条第三項に規定する交付金以外の収入をいう。)」と、第十二条第一項第一号ヌ中「リの収入」とあるのは「リの収入並びに第十八条第四項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関する

2 前項の場合
3 第一項の場合は、第九条の七第二項に規定する場合に係る国会議事堂に於ける儀式の実施に必要な技術的で定める。
4 第一項の場合は、第十二条第一項の規定による報告書の記載しなければならない。
5 第一項の場合は、当該政治団体の本部若しくは支部の代表者にて、前条第一項の規定による交付金の金額及びした交付金は、又は支部の名に当該交付を受けなければならない。
二 当該政治団体の総務省令で定めた額の金額及びした交付金は、又は支部の名に当該交付を受けなければならない。
三 第一項の場合は、当該政治団体の本部は、当該部の代表者にて、前条第一項の規定による交付金の金額及びした交付金は、又は支部の名に当該交付を受けなければならない。
四 第一項の場合は、当該政治団体の本部又は支部若しくは支部の名に当該交付を受けなければならない。

古において、政治団体の支部が第十九条に規定する政党の支部であると政治団体の支部は、第六条及び第六十七条の二までの規定の適用について、一の第十九条の七第一項第一号議員関係政治団体とみなす。

場合において、政治団体の会計責任者兼第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、当該政治団体の本部又は支部が交付金に係る収入について、その交付金に係る支拂金及び主たる事務所の所在地並びに該政治団体の本部若しくは支部から供与された交付金に係る支拂金に係る支拂金に係る支拂金に係る支拂金及び年月日を併せて記載しなければならない。

場合において、政治団体の本部又は支部から供与され、その本部又は支部に係る収入については、その本部及び会計責任者であつた者に代わつて、当該政治団体の名称及び主たる事務所の所在地並びに交付金の金額及び年月日を記載する旨を通知しなければならない。

場合において、政治団体の本部は、当該交付金に係る支出については、その本部及び会計責任者であつた者に代わつて、当該交付金の金額及び年月日を記載する旨を通知しなければならない。

政治団体以外の者が特定バーイーを開催する場合には、当該政治団体以外の者は、当該支部の代表者及び会計責任者であるべきバーイーについては、当該政治資金を開催しようとする時から政治団

て、政治団体の会計責任者として第九条第一項の規定による会計帳簿の記載をするときは、前条第一項の規定により通知された事項を併せて記載しなければならない。

(資金管理団体の報告書の記載等)

第十九条の五 資金管理団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において同一団体であつたものを含む。次条において同じ。）の会計責任者は、特定寄附について、政治団体の会計責任者として第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書の記載をするときは、その総額を併せて記載しなければならない。

第十九条の二 資金管理団体（第十九条の七第一項に規定する国会議員関係政治団体であるものを除く。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の写しの提出に係る第十二条第一項第二号の規定の適用については、同号中「経費以外の経費の支出」とあるのは、「経費以外の経費（第十九条第二項に規定する資金管理団体である間に行つた支出にあつては、人件費以外の経費）の支出」とする。

(支部を有する政治団体に係るこの章の規定の適用)

第十九条の六 第十九条第一項に規定する政治団体が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この章の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、この章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第三章の二 国会議員関係政治団体に関する特例等

第一節 国会議員関係政治団体に関する特例

（国会議員関係政治団体）

第十九条の七 この節において「国会議員関係政治団体」とは、次に掲げる政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）をい

う。

一衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

二租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八第一項第四号に該当

する政治団体のうち、特定の衆議院議員又は

参議院議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

位として設けられるもののうち、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者が代表者であらわすものは、それぞれ一の前項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなす。

(国会議員関係政治団体に係る通知)

第十九条の八 衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者は、前条第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当するため第六条第一項又は第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

2 前項の規定による通知をした者は、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなりたときは、当該政治団体に対し、文書で、前条第一項第一号に係る国会議員関係政治団体に該当しなくなつたため第七条第一項の規定による届出をする必要がある旨を、遅滞なく、通知するものとする。

3 前二項の文書の様式は、総務省令で定める。

(国会議員関係政治団体に係る支出の手続)

第十九条の九 国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者に係る第十二条第一項の規定の適用については、同条第一項中「一件五万円以上のすべての支出」とあるのは「すべての支出」と、同条第二項中「一件五万円以上の支出」とあるのは「支出」とする。

(国会議員関係政治団体の報告書の記載等)

第十九条の十 国会議員関係政治団体（第十二条第一項又は第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において同一国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う第十二条第一項及び第二項又は第十七条第一項及び第四項の規定による報告書及び領収書等の提出に係る第十二条第一項及び第十七条第一項の規定により報告書に記載すべき収入及び支出があつた年において同一

国会議員関係政治団体であつたものを含む。次条から第十九条の十五までにおいて同じ。）の会計責任者が政治団体の会計責任者として行う

第十九条の十一 国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該国会議員関係政治団体が行つた支出のうち領収書等を徵し難い事情があつたものについては、第十九条の十三第一項の規定により政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徵し難かつた支出の明細書（振込明細書があるとき）にあつては、第十二条第二項の当該支出の目的を記載した書面。以下「領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」という。）を作成しなければならない。

2 国会議員関係政治団体の会計責任者に係る第十六条第一項の規定の適用については、同項中「及び振込明細書」とあるのは、「振込明細書及び領収書等を徵し難かつた支出の明細書等」とする。

(第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体についての適用)

第十九条の十二 第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体については、第十九条の九において読み替えて適用する第十二条第一項第二号、同条第二項及び前条第二項において読み替えて適用する第十二条第一項の規定の適用による政治資金監査の実施日から適用する。

(登録政治資金監査人による政治資金監査)

第十九条の十三 国会議員関係政治団体の会計責任者は、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他の総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

4 前項の政治資金監査報告書の様式は、総務省令で定める。

5 国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者、会計責任者に事故があり又は会計責任者が欠けた場合にその職務を行うべき者その他の総務省令で定める者である登録政治資金監査人は、当該国会議員関係政治団体について、第一項の政治資金監査を行つうことができない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第三十二条第二項（同法第四十六条の十第二項において準用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、適用しない。

(政治資金監査報告書の提出)

第十九条の十四 国会議員関係政治団体の会計責任者は、同法第四十六条の十第二項において准用する場合を含む。又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、

第一項又は第十七条第一項の報告書を提出するときは、あらかじめ当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書及び振込明

細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を修了した登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を当該報

告書に併せて提出しなければならない。

金監査人（以下この条及び次条において單に「登録政治資金監査人」という。）の政治資金監査を受けなければならない。

2 前項の政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

一 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。

二 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

三 第十二条第一項又は第七条第一項の報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。

四 領収書等を徵し難かつた支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

5 登録政治資金監査人は、第一項の政治資金監査を行つたときは、政治資金監査報告書を作成しなければならない。

6 第三項の政治資金監査報告書を作成した登録政治資金監査人である公認会計士に係る公認会計士法（昭和二十三年法律第三百三号）第三十二条第二項（同法第四十六条の十第二項において准用する場合を含む。）又は第三項の規定による調査については、同法第三十三条の規定は、

適用しない。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う報告書等の提出)

第十九条の十五 国会議員関係政治団体の会計責任者は、第十九条の十において読み替えて適用する第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書及び前条の規定による政治資金監査報告書の提出については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律五百一十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うよう努めるものとする。

(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)

第十九条の十六 何人も、国会議員関係政治団体について、第二十条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、当該報告書を受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、当該報告書に係る支出(人件費以外の経費の支出に限る。)のうち、第十二条第二項の規定により提出すべき領収書等の写しに係る支出以外の支出に係る領収書等の写し(以下この条において「少額領収書等の写し」という。)の開示を請求することができる。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行つた支出に係る少額領収書等の写しについては、この限りでない。

2 前項の規定による開示の請求(以下この条において「開示請求」という。)は、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、第十二条第一項第二号に規定する総務省令で定める項目ごとに区分してしなければならない。

3 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(次項において「開示請求書」という。)を総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出してしなければならない。

4 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求をした者(以下この条において

「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

5 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、当該開示請求があつた日から十日以内に、当該開示請求に係る国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、当該開示請求に係る少額領収書等の写しの提出を命じなければならない。ただし、前項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

6 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定による命令を受けたときは、当該命令があつた日から二十日以内に、総務省令で定めるところにより、当該命令に係る少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出しなければならない。ただし、当該命令に係る少額領収書等の写しに係る支出がないときは又は当該命令に係る少額領収書等の写しと同一の少額領収書等の写しを既に提出しているときは、その旨を通知すれば足りる。

7 第五項の規定による命令を受けた国会議員関係政治団体の会計責任者は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、前項に規定する期間を総務省令で定める相当の期間延長するよう求めることができる。

8 国会議員関係政治団体の会計責任者は、前項の規定により期間の延長を求めるときは、第六項に規定する期間内に、延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載した書面をもつてしなければならない。

9 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第七項の規定による期間の延長の求めがあつたときは、第六項に規定する期間を相当の期間延長するものとする。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(同項ただし書に規定

する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し)(当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日(第六項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日)から三十日以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

12 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、次各号に掲げるときは、遅滞なく、開示請求に係る少額領収書等の写しの開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

13 第十一項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内に開示請求に係る少額領収書等の写し(同項ただし書に規定

する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。)を開示しなければならない。

15 少額領収書等の写しの開示は、閲覧又は写しの交付により行う。

16 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第五項の規定による命令に違反して当該国会議員関係政治団体の会計責任者が少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨を開示請求者に通知するとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地を、遅滞なく、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

17 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第六項の規定により提出された少額領収書等の写しについて、これに係る第十二条第一項の報告書を保存すべき期間保存しなければならない。

18 第六項の規定により提出された少額領収書等の写し(その写しを含む。)については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律又は都道府県情報公開条例(都道府県の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該都道府県の条例をいう。)の規定は、適用しない。

19 開示請求をする者は、それぞれ、実費の範囲内に開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

20 前各項の規定は、国会議員関係政治団体が国

会議員関係政治団体以外の政治団体となつた場合においても、第十六条第一項の規定に基づき

そのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれ

がある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示

用する。

21 行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十号)第十二条第四項の規定により同項に規定

する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項における「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかるわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のもの（政治団体の支部に係るこの節の規定の適用）が提起された場合について準用する。

第十九条の十七 政治団体（政党及び第五条第一項各号に掲げる団体を除く。）が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなして、この節の規定（これに係る罰則を含む。）を適用する。

第二節 登録政治資金監査人

（登録）

第十九条の十八 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

一 第二十六条の六又は第二十六条の七の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなつた日から三年を経過しない者

二 第十九条の二十二第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

第十九条の十九 登録政治資金監査人名簿（登録政治資金監査人名簿）

1 政治資金適正化委員会に備える。

2 登録政治資金監査人名簿の登録は、政治資金適正化委員会が行う。

3 政治資金適正化委員会は、総務省令で定めるところにより、第一項の登録政治資金監査人名簿を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。（登録の手続）

第十九条の二十 第十九条の十八第一項の登録を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、同項に規定する事項を記載した登録申請書を、同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添えて、政治資金適正化委員会に提出しなければならない。

1 政治資金適正化委員会は、前項の規定による登録申請書の提出があつた場合において、申請者が第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者（同条第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）であるときは、遅滞なく登録を行い、申請者が同条第一項各号のいずれにも該当しない者であるときは又は同条第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、登録を拒否しなければならない。

2 登録政治資金監査人が前項第一号又は第二号に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。（登録及び登録の抹消の公告）

3 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録政治資金監査人名簿に登録したときは当該申請者に登録政治資金監査人証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。（登録の取消し）

第十九条の二十一 登録政治資金監査人は、第十一条の十八第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。

第十九条の二十二 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録を受けた者が、第十九条の十八第一項各号のいずれかに該当する者で、現にその処分を受けているものとすると、政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該申請に基づき当該登録を受けた者であることが判明したときは、その登録を取り消さなければならぬ。

2 政治資金適正化委員会は、前項の規定により登録を取り消すときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。（登録の抹消）

第十九条の二十三 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人が次の各号のいずれかに該当するとき又は本人から登録の抹消の申請があつたときは、遅滞なく当該登録を抹消しなければならない。

1 第十九条の十八第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき。

2 第十九条の十八第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

3 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

1 政治資金適正化委員会が次に該当することとなつたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、政治資金適正化委員会にその旨を届け出なければならない。（秘密保持義務）

第十九条の二十四 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の登録をしたとき及びその登録抹消したときは、遅滞なく、その旨及び登録抹消した場合にはその事由を、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。（登録政治資金監査人証票の返還）

第十九条の二十五 登録政治資金監査人の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならない。（登録の細目）

第十九条の二十六 この節に定めるもののほか、登録の手続、登録の抹消、登録政治資金監査人名簿、登録政治資金監査人証票その他登録に関する細目については、総務省令で定める。（登録政治資金監査人の研修）

第十九条の二十七 登録政治資金監査人は、総務省令で定めるところにより、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を受けるものとする。

2 政治資金適正化委員会は、前項の研修を修了した者について登録政治資金監査人名簿に当該研修を修了した旨を付記するとともに、当該申請者に付しなければならない。

3 政治資金適正化委員会は、第一項の研修を受ける登録政治資金監査人から実費の範囲内において政令で定める額の手数料を徴収することができる。（登録の手續）

第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録政治資金監査人の使用者その他の従業者は、これらの人であつた者は、正当な理由がない限り、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人又は登録政治資金監査人名簿を登録政治資金監査人であつた者は、正当な理由がない限り、政治資金監査の業務を補助したことについて政令で定める額の手数料を徴収することができる。（設置）

第三節 政治資金適正化委員会

1 第十九条第一項又は第十七条第一項又は第十二条第一項又は第十七条第一項の報告書の記載方法に係る基本的な方針を定めること。

2 第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 政治資金適正化委員会は、登録政治資金監査人の使用者その他の従業者は、これらの人であつた者は、正当な理由がない限り、政治資金監査の業務を補助したことについて政令で定める額の手数料を徴収することができる。（所掌事務）

第十九条の三十 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 第十九条の二十九 総務省に、政治資金適正化委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く、政治資金監査の業務を補助したことについて知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 第十九条の三十一 委員会は、次に掲げる事務を行ふこと。

3 登録政治資金監査人に係る研修を行ふこと。

4 政治資金監査に関する具体的な指針を定めること。

5 登録政治資金監査人に対し、政治資金監査の適確な実施について必要な指導及び助言を行ふこと。

6 第十九条の十六第五項に規定する権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合についての具体的な指針を定めること。

7 前各号に掲げるもののほか、法律又は法律に基づく命令に基づき委員会に属させられた事務

- 委員会は、必要があると認めるときは、政治理資金の収支の報告及び公開に関する重要事項について、総務大臣に建議することができる。

(組織)

第十九条の三十一 委員会は、委員五人をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。
(委員)

第十九条の三十二 委員は、学識経験のある者のうちから、国会の議決による指名に基づいて、うちから、国会の議決による指名に基づいて、総務大臣が任命する。

2 前項の指名に当たつては、同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上とならないようにならなければならない。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、委員は、国会の閉会又は衆議院の解散の場合に任期が満了したときは、新たに委員が、その後最初に召集された国会における指名に基づいて任命されるまでの間、なお在任するものとする。

5 総務大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、国会の同意を得て、これを罷免することができる。

6 委員のうち同一の政党その他の政治団体に属する者が三人以上となつた場合においては、総務大臣は、くじで定める二人以外の委員を罷免するものとする。

7 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第十九条の三十三 委員会に委員長を置き、委員の互選によつて委員のうちからこれを定める。

2 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
(会議)

第十九条の三十四 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員長及び一人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 4 委員長に事故がある場合の第二項の規定の適用については、前条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(資料の提出その他協力)

第十九条の三十五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び都道府県の選舉管理委員会に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて政治資金に閑じ識見を有する者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十九条の三十六 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。
(政令への委任)

第十九条の三十七 この節に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 報告書の公開

(収支報告書の要旨の公表)

第二十条 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第十二条第一項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の十一月三十日までに公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、総務大臣があつては官報により、都道府県の選舉管理委員会あつては都道府県の公報により、これを行つ。

3 都道府県の選舉管理委員会は、第一項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。

4 総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会は、第一項の規定にかかるわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を

ことを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

- ことを要しない。この場合において、インター ネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

(収支報告書等の保存及び閲覧等)

第二十条の二 第十二条第一項又は第十七条第一項の規定による報告書、第十二条第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、次項において同じ)及び第十四条第三号(第十九条の十四の規定による政治資金監査報告書は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から三年間、総務大臣の場合は、当該報告書等の保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては、総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては、当該報告書等の交付を請求しようとする者は、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(収支報告書等に係る情報の公開)

第二十条の三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の規定による報告書又はこれに添付し若しくは併せて提出すべき書面(以下この条において「収支報告書等」という)で第二十一条の規定により当該報告書の要旨が公表される前のものに係る行政機関の保有する情報の公開に関する法律第三条の規定による開示の請求があつた場合には、当該要旨が公表される日前は同法第九条第一項の決定を行わない。

3 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは、「政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過するまでの間」と、同法第十一手中「開示請求があ

- 第三 都道府県は、第一項の規定の例により、収支報告書等に係る情報の開示を行うものとする。

第五章 寄附等に関する制限

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合（労働組合法、昭和二十四年法律第七百七十四号）第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）、職員団体（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十一条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。）その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対する寄附をすることは、政黨及び政治資金団体に対する寄附を除く。）をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

4 第一項及び前項の規定の適用については、政黨の支部で、一以上の市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区又は総合区の区域）又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政黨及び政治資金団体以外のそれぞれ一の政黨団体とみなす。

（公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止）

第二十二条の二 何人も、公職の候補者の政治活動（選挙運動を除く。）に関して寄附（金銭等によるものに限るものとし、政黨団体に対するものを除く。）をしてはならない。

2 前項の規定は、政黨がする寄附については、適用しない。

(寄附の総額の制限)

第二十二条の三 政党及び政治資金団体に対してされる政治活動に関する寄附は、各年中において、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えることができない。

2 繼続して上場されていた期間のうち最も短いものとを合算した期間が五年以上であるものを含む。)がする寄附については、この限りでない。

1 前項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものは、政治活動に関する寄附をするときは、同項本文に規定する者であつて同項ただし書に規定するものである旨を、文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければならない。

2 前項及び第四項の規定(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

3 何人も、第一項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

4 第一項の寄附に係る金銭又は物品の提供があつたときは、当該金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、政令で定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

5 前項に規定する国庫への納付に関する事務は、政令で定めることにより、都道府県知事が行うこととする。

(政治資金団体に係る寄附の方法の制限)

第二十二条の六の二 何人も、政治資金団体の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附をしてはならない。ただし、その金額が千円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)による寄附については、この限りでない。

6 政治資金団体は、その寄附を受ける者の預金又は貯金の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附をしてはならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

7 何人も、前二項の規定に違反してされる寄附を受けてはならない。

8 第一項若しくは第二項の規定に違反してされる寄附に係る金銭若しくは物品の提供があつたとき又は前項の規定に違反して金銭若しくは物品による寄附を受けたときは、これらの金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、その保管者は、当該寄附を受けた者は、政令で

定めるところにより、速やかにこれを国庫に納付する手続をとらなければならない。

5 前条第五項の規定は、前項の場合について準用する。

(寄附のあつせんに関する制限)

第二十二条の七 何人も、政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする場合において、相手方に対し業務、雇用その他の関係又は組織の影響力を利用して威迫する等不当にその意思を拘束するような方法で、当該寄附のあつせんに係る行為をしてはならない。

2 政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせんをする者は、いかなる方法をもつてするを問わず、寄附をしようとする者の意思に反して、その者の賃金、工賃、下請代金その他性質上これらに類するものから控除による方法で、当該寄附を集めてはならない。

(政治資金バークレーの対価の支払に関する限り)

第二十二条の八 政治資金バークレーを開催する者は、一の政治資金バークレーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金バークレーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金バークレーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

3 何人も、政治資金バークレーの対価の支払をする場合において、一の政治資金バークレーにつき、百五十万円を超えて、当該政治資金バークレーの対価の支払をしてはならない。

4 第二十二条の六第一項及び第三項並びに前条の規定は、政治資金バークレーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金バークレーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、あるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金バークレーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」と

5 あるのは「当該対価として支払われる金額等」と読み替えるものとする。

第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、総務省令で定める。

(政治活動に関する寄附又は政治資金バーティーの対価の支払への公務員の関与等の制限)

第二十二条の九 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第三百十八号）第一条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員で次に掲げるものは、その地位を利用して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バーティーに対する対価を支払つて参加することを求め、若しくは政治資金バーティーの対価の支払を受け、若しくは自己以外の者がするこれらの行為に関与してはならない。

一 國家公務員法第一条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）

二 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に規定する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（非常勤職員で最高裁判所の規則で定めるものを除く。）

三 國会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（同法第二十四条の三に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。）

四 自衛隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第二条第五項に規定する隊員（同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官、同法第十一条第一項の規定による教育訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官補を除く。）

五 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第四号に規定する職員で政令で定めるもの及び同法第七十五条の十一第一項の規定による教育訓練招集命令により招集されど勞務に雇用される職員を除く。）

六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者

2 共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し、同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。

第六章 罰則

第二十三条 政治団体が第八条の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたときは、当該政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する者（会社、政治団体その他の団体（以下この章において「団体」という。）にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条の規定に違反して会計帳簿を備えず、又は同条、第十八条第三項若しくは第十九条の四の規定に違反して第九条第一項の会計帳簿に記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

二 第十一条の規定に違反して明細書の提出をせず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者

三 第十二条の規定に違反して領収書等を徵せず、若しくはこれを送付せず、又はこれに虚偽の記入をした者

四 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反して会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書を保存しない者

五 第十六条第一項（第十九条の十一第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により保存すべき会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徵し難かつた支出の明細書等又は振込明細書に虚偽の記入をした者

六 第十五条の規定による引継ぎをしない者

七 第三十一条の規定により求められた説明を拒み、若しくは虚偽の説明をし、又は同条の規定による命令に違反して同条の報告書等の訂正を拒み、若しくはこれらに虚偽の訂正をした者

八 第二十五条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条又は第十七条の規定に違反して報告書又はこれに併せて提出すべき書面の提出をしなかつた者

二 第十九条の十四の規定に違反して、政治資金監査報告書の提出をしなかつた者

三 第十二条、第十七条、第十八条第四項又は第十九条の五の規定に違反して第十二条第一条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に記載すべき事項の記載をしなかつた者

三 第十二条第一項若しくは第十七条第一項の報告書又はこれに併せて提出すべき書面に虚偽の記入をした者

2 前項の場合(第十七条の規定に係る違反の場合を除く。)において、政治団体の代表者が当該違法行為をした者は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項若しくは第二項の規定に違反して寄附をした者

二 第二十一条第三項の規定に違反して寄附をするこれを勧誘し、又は要求した者

三 第二十二条の二の規定に違反して寄附を受けた者

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附することを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第十二条の三第六項、第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 第二十二条の六第一項の規定に違反して寄附をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

六 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の四第一項の規定に違反して寄附をした会社の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

四 第二十二条の八第三項の規定に違反して告知をしなかつた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

第二十六条の四 次の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第一項の規定に違反して対価の支払のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）

三 第二十二条の九第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求める若しくは受け取る若しくは自己以外の者がする政治活動に関する寄附に関与し、又は政治資金バークライに

四 第二十二条の九第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の職員に対し同項の規定により当該公務員又は職員がしてはならない行為をすることを求めた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六条の五 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の七第二項の規定に違反して収附を集めた者

二 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の七第二項の規定に違反して対価として支払われる金銭等を集めた者

第二十六条の六 第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書に虚偽の記載をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十六条の七 第十九条の二十八又は第十九条の三十二第七項の規定に違反して秘密を漏らしたものには、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 第二十三条、二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二及び第五条第一項の罪を犯した者には、情状により、禁錮及び罰金を併科することができる。

2 重大な過失により、第二十四条及び第二十五条第一項の罪を犯した者も、これを处罚するものとする。ただし、裁判所は、情状により、その刑を減輕することができる。

第二十八条 第二十三条から第二十六条の五まで及び前条第二項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 第二十三条、二十四条、第二十五条第一項、第二十六条、第二十六条の二、第二十六条の四及び前条第二項の罪を犯し禁錮の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対する同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあってはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

4 公職選挙法第十一条第三項の規定は、前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じ、又はその事由がなくなつたときについて準用する。この場合において、同条第三項中「第一項又は第二百五十二条」とあるのは、「政治資金規正法第二十八条」と読み替えるものとする。

第二十八条の二 第二十三条、第二十六条第三号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第三号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十八条の三 団体の役職員又は構成員が、第二十三条及び第二十六条から第二十六条の五までの規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該各条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により第二十三条の違反行為につき団体に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

3 法人でない団体について第一項の規定の適用がある場合には、その代表者がその訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七章 補則

第二十九条 第十二条第一項又は第十七
（報告書の真実性の確保のための措置）

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

1 この法律は、自治局設置法（昭和二十七年法律第二百六十一号）施行の日から施行する。

第三回
その規定による報告書を提出する者は、これには
それぞれ実案の記載がされていることを誓う旨
の文書を添えなければならない。

第三十一条 総務大臣又は都道府県の選挙管理委
(監督上の措置)

員会は、この法律の規定により提出された届出書類、報告書若しくはこれに添付し、若しくは併せて提出すべき書面（以下この条において

又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、当該報告書等を提出した者に対して、説明を求め、又は当該報告書等の訂正を命ずることができる。

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

一 第十九条の十六の規定による少額領収書等の序の開示に要する費用

二 第二十条の規定による公表に要する費用
三 第二十条の二第一項の規定による報告書、

書面（第十二条第二項の規定によるものに限る。）及び政治資金監査報告書の保存に要する費用

四 第二十条の二第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

第三十二条の二 第六条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、

いて満月である場合を含む、若しくは第二項、第六条の三、第七条第一項、第十二条第一項若しくは第二項、第七十七条第四項において準用する場合。(第七十七条第三項において準用す

る場合を含む)、第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む)、第十七条第一項、第十八条第五項、第十九条第二項、第

三項若しくは第四項、第十九条の十四又は第二十九条の規定（以下この条において「届出等関係規定」という。）による届出、提出又は添付

のうち総務大臣に対するものは、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うときは、届出等の規定にかかるわらず、都道府県の選挙管理委員会を経て行うことを要しない。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号) 第三十二条の三 第十六条(第十九条の十一)第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第十九条の三第二項の規定により保存すべき書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

(課税の特例)

第三十二条の四 個人が政治活動のための手続その他の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
(事務の区分)

第三十三条の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条第一項及び第三項、第十八条第五項、第十九条第一項及び第三項、第十九条の二、第十九条の十六、第二十条第一項及び第三項、第二十二条第一項、第二十二条の六第五項(第二十二条の六の二、第二十二条の六第五項において準用する場合を含む。)並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務

二 第十八条第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項及び第二項(第十八条第一項において適用する第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条の三第一項、第十二条第一項及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務

三 第十八条の二第一項において適用する第六条第一項、第六条の三、第七条第一項、第七条の二第一項、第十二条第一項及び第十七条の規定により都道府県が処理することとされてい

第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務

第二十八条第四項において準用する公職選挙法第十一項第三項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則 抄

第三十四条 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第三十五条 この法律施行の際現に存する政党、協会その他の団体及びその支部で第三条の規定に該当するものは、この法律施行の日から三十五日以内に、第六条又はこれを準用する第十八条の規定による届出をしなければならない。

前項の期間内に届出をしないときは、当該文

前項の其間に居たるに於けるべき事項は、當該政黨、協会その他の団体及びその支部の届寄せまでの支出しで、この法律施行の日から同様の届出までの間によどむことゝは、こしら等のモニターリングを

間にはされたものは、これを第八条又はこれを準用する第十八条の規定による届出後なされたものとみなす。

第三十八条 この法律施行の際從前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法若しくは地方自治法によりすでに施行し、又はこれらの法律の規定に

よりその期日を公示若しくは告示した選挙に関する
しては、前二条の改正規定にかかわらず、な
お、従前の規定を適用する。

前項の規定は、同項に掲げる選挙以外のもので衆議院議員選挙法第十二章の規定を準用する選挙について、これを準用する。

第三十九条 当分の間、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第八、十五号）第十一条第一項に規定す

七年(治承第1)十五号)、第十一条第一項に規定する北方地域に本籍を有する者に対する第二十一条第四項において読み替えて準用される公職選考云焉。――も事に付て、――

挙法第十一條第三項の規定の適用については、同項中「市町村長は、その市町村に本籍を有する者で」とあるのは、「北方領土問題等の解決

の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）第十一項第一項の規定により法務大臣が指名した者は、同項に規定す

る北方地域に本籍を有する者で」とする。
附則（昭和二十五年四月一五日法律第一〇一号）

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

六二號) 阿縣(昭和二十年三月一日) 漢律第二抄

集められる対価の支払について適用し、政治資金パーティーの対価の支払のうち対価の支払のあつせんに係るもので施行日前に集められた対価の支払については、なお従前の例による。
(特定寄附に関する経過措置)
第六条 新法第十九条第二項の規定による届出をした公職の候補者が旧法第十九条の六第一項の保有金により当該届出に係る資金管理団体に対してする寄附で施行日から一年を経過するまでの間にされたものは、新法第十九条の四に規定する特定寄附とみなす。
（特定公職の候補者に係る報告書の提出に関する経過措置）
第六条 施行日の属する年の前年以前の期間に係る旧法第十九条の七第一項の規定による報告書及び施行日前に同条第二項の規定により同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)
第七条 施行日前にした行為並びに附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第十二条第一項の規定による報告書及び旧法第十七条第一項の規定による報告書の記載及び提出に係る事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
第九条 削除
(政令への委任)
第八条 附則第一条から前条までに定めるもののは、政令で定める。
第九条 削除
(見直し)
第十条 この法律の施行後五年を経過した場合においては、政治資金の個人による拠出の状況を踏まえ、政党財政の状況等を勘案し、会社、労働組合その他の団体の政党及び政治資金団体に対する寄附のあり方について見直しを行うものとする。
附 则 (平成六年三月一日法律第二二号)
この法律は、公布の日から施行する。
附 则 (平成六年七月一日法律第八一号)
この法律は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年一月二十五日法律第一〇六号)
施行期日 抄

は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理す

(特定寄附に関する経過措置)
第五条 新法第十九条第二項の規定による届出を

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律（平成六年法律第二号）の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則 （平成九年五月九日法律第四三号）抄
（施行期日）

(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。)の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により

（手数料に関する経過措置）

第一百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令によることとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(特定公職の候補者は係る幹事會の提出に関する経過措置)

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第六六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

(罰則に関する経過措置)
第二条 施行日前二ヶ月以内に立地二村(第四条)

第一條 この法律は平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 それそれの法律の相当規定によりされた除外等の行為又は申請等の行為とみなす。

(検討) 関する経過措置を含む。) は、政令で定める。

（政令への委任）
による。

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（右二項の合計の手引に同一の書き方

ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共團體の相當の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされてい

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税を、適宜、適切な見直しを行ふものとする。

第十条 この法律の施行後五年を経過した場合に

分を除く)並びに附則第七条第十一条
十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項
及び第五項、第七十三条、第七十七条、第
百五十七条第四項から第六項まで、第一百六
条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二

第百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「審査機関」という。）が設置されるまでは、(不服申立てに関する経過措置)

必要的な措置を講ずるものとする。
附 則（平成二年七月一六日法律第一〇四号）抄
(施行期日)

閏月正月三日清行第
二

第一百五十九条

あつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分令に引き続き上級行政訴訟があるものとみなして、

（政令への委任）
法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

同上
金版石室一月一日海行第十八

において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

附則（平成二年一二月二〇日法律第
一五九号）抄

(第十六条を「第十六条第一項に改める部分を除く。」)、同法第二十条第一項の改正規定、同法第二十条の二第一項の改正規定及び同条の次に条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定並びに附則第四条から附則第六条まで、附則第八条及び附則第十条から附則第十二条までの規定 平成十九年一月一日

二 第四条並びに附則第七条、附則第九条及び附則第十三条の規定 郵便振替法(昭和二十二年法律第六十号)の廃止の日

(政治資金規正法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規正法(以下附則第六条まで及び附則第十五条ににおいて「新政治資金規正法」という。)第九条における第一項第一号の規定は、この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)以後に政治団体が受ける寄附について適用し、施行日前に政治団体が受けた寄附については、なお従前の例による。

2 新政治資金規正法第十二条第一項第一号の規定は、施行日以後に提出すべき期間が開始する同項の規定による報告書及び施行日以後に新政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出について適用し、施行日前に提出すべき期間が開始した第一項の規定による改正前の政治資金規正法(以下附則第六条までにおいて「旧政治資金規正法」という。)第十二条第一項の規定による報告書及び施行日前に旧政治資金規正法第十七条第一項の規定により報告書を提出すべき事由が生じた場合における当該報告書の提出については、なお従前の例による。

第三条 施行日の直近の定時株主総会基準日(新政治資金規正法第二十二条の五第一項に規定する定時株主総会基準日をいう。以下この条において同じ。)において外国人又は外国法人が発行済株式の過半数に当たる株式を保有していた株式会社に係る施行日以後最初の定時株主総会基準日までの間ににおける新政治資金規正法第二十二条の五第一項の規定の適用については、同項中「その他の組織(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所(以下この項において単に「金融商品取引所」という。)に上場されている株式を発行している株式会社のうち定時株主総会において議決権を行

(平成十七年法律第八十六号) 第百二十四条第一項に規定する基準日(以下この項において「定時株主総会基準日」という。)を定めた株式会社であつて直近の定時株主総会基準日が一年以内にあつたものにあつては、当該定時株主総会基準日において外国人又は外国法人が発行済株式の総数の過半数に当たる株式を保有しているもの」とあるのは、「その他の組織」とする。

き書面であつて同日前の支出に係る部分を含むものに係る同法第十二条第二項（同法第十七条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十二条第二項中「金融機関が作成した振込みの明細書」とあるのは、「金融機関若しくは日本郵政公社が作成した振込み若しくは振替の明細書」とする。（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びに附則第三条、第四条、第八条及び第十条の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（検討）

第十五条 新政治資金規正法第二十二条の五の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新政治資金規正法の施行状況等を勘査なし、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二条まで、第二十五条から第三十条まで、第一百一条及び第一百二条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（処分等に関する経過措置）

第二百条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則の規定によつてした行行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行する

(その他の経過措置の政令への委任)
第二百二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。
附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇七号)
(施行期日)
この法律は、平成二十年一月一日から施行する。ただし、第十九条の二の次に一条を加える改正規定及び次条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律による改正後の政治資金規正法(以下「新法」という)第十九条の二の二の規定は、次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権(建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権をいう。以下同じ。)については適用しない。
一 資金管理団体が前条ただし書に規定する規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)前から引き続き保有している土地若しくは建物の所有権又は借地権
二 資金管理団体が一部施行日前にされた土地若しくは建物の所有権又は借地権の取得に係る契約又は遺贈に基づいて一部施行日以後に取得する土地若しくは建物の所有権又は借地権
三 次に掲げる土地若しくは建物の所有権又は借地権
イ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる土地の所有権又は借地権を保有しており又は取得した場合において、一部施行日又は当該取得の日から一年以内(当該期間内に次号に規定する換地処分等に関する当該土地に係る建物の所有権の取得が制限される期間があるときは、一年に当該期間を加えた期間以内とする。)に取得する当該土地(当該土地について次号に規定する換地処分等があつたときは、当該換地処分等により取得した土地を含む。)の上の建物の所有権
ロ 資金管理団体が一部施行日以後に第一号又は前号に掲げる建物の所有権を保有しており又は取得した場合(当該建物の所有権を引き続き保有するために当該建物の敷地

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日

第二十八条 (処分等の効力) この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手續その他の行為とみなす。

第二十九条 (罰則に関する経過措置) この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十条 (その他の経過措置の政令等への委任) 附則第三条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 (平成二十六年六月一三日法律第六十六条) (施行期日) 抄 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置) この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起する場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起する場合にあつては、当該他の不服申立てが他の不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに對する行政庁の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二十九条 (罰則に関する経過措置) この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとする場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

第三十条 (不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の経過措置の政令等への委任) 他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

第九条 (その他の経過措置の政令への委任) この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十一条 (その他の経過措置の政令への委任) 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和元年五月三一日法律第六十六条) (施行期日) 抄 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 (その他の経過措置の政令への委任) この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。